

「献上桃の郷こおり」移住定住促進空家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空家等の有効活用を通して、町内外からの移住定住促進による地域の活性化を図るため、町内の空家等の売却または賃貸情報を提供する「献上桃の郷こおり」移住定住促進空家バンク（以下「空家バンク」という。）の設置及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 建築物(住宅以外の用途を含む。)又はこれに附属する工作物で居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着するものを含む。)、及び建築物(住宅以外の用途を含む。)を建築できる適当な面積を有し、現に使用していない（近く使用しなくなる予定のものを含む。）町内の土地をいう。
- (2) 空家バンク 空家等の売却または賃貸を希望する者から申し込みを受けた情報を登録し、町内外からの移住定住を目的として、空家等の利用を希望する者に対し、その情報を提供するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は空家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(登録の申込み等)

第4条 空家バンクへの登録を希望する空家等の所有者（以下「所有者」という。）は、空家バンク登録申込書兼同意書（様式第1号）に空家バンク登録物件票（別紙1）を添付の上、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを確認し、申込みのあった空家等の確認及び調査を、町と協定を結んだ不動産団体に所属する宅地建物取引業法（昭和27年6月10日法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者のうち、町長が指定する者(以下「指定宅建業者」という。)に依頼するものとする。
- 3 指定宅建業者は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに当該物件を確認し、空家バンク登録物件報告書（様式第2号）に空家等登録物件報告票（別紙2）を添付の上、町長に報告しなければならない。

- 4 町長は、前項の規定による報告を受けた場合において相当と認めるときは、当該空家等の情報を空家バンク登録台帳に登録するものとする。
- 5 町長は、前項の規定による登録（以下「バンク登録」という。）をしたときは、空家バンク登録完了通知書（様式第3号）を第1項の規定による申込者に通知するものとする。
- 6 バンク登録の有効期間は、当該登録をした日から2年が経過した日の属する年の12月末日までとする。ただし、再度バンク登録することを妨げない。

（登録事項の変更届出等）

第5条 前条第5項の規定による通知を受けた者（以下「情報登録者」という。）は、バンク登録した内容に変更が生じたときは、空家バンク登録内容変更届出書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録台帳の登録内容を変更するものとする。

3 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（バンク登録の抹消等）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録を抹消しなければならない。

- (1) 空家バンク登録抹消申出書（様式第5号）の提出があったとき
- (2) 空家バンクの利用により売買又は賃貸借契約が成立したとき
- (3) バンク登録の有効期間が満了したとき。ただし、再度バンク登録の申込みがあったときを除く
- (4) バンク登録の申込内容に虚偽があったとき
- (5) その他、町長が適当でないと認めるとき

2 町長は、バンク登録を抹消したときは、空家バンク登録抹消通知書（様式第6号）により情報登録者に通知するものとする。

（登録情報の公開）

第7条 町長は、次に掲げるバンク登録の情報（以下「公開情報」という。）についてインターネット等を用いて公開することができるものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報を除く。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 物件所在地
- (4) 希望売却価格又は賃料
- (5) 物件内容
- (6) 利用状況
- (7) 設備状況

- (8) 主要施設等までの距離
- (9) 特記事項
- (10) 位置図
- (11) 物件説明図（配置図・間取り図）
- (12) 写真

（利用の申込み等）

第8条 空家バンクを通じて物件の購入又は賃借を希望する者（以下「利用希望者」という。）は、空家バンク利用申込書兼同意書（様式第7号）に希望するバンク登録された空家等（以下「希望物件」という。）の登録番号（以下「希望物件番号」という。）その他必要な事項を記入し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を精査し、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その申込みの内容を当該希望物件の情報登録者及び指定宅建業者に通知するものとする。ただし、利用希望者が暴力団員と認めるとき又は公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- (1) 空家等に居住若しくはその他の利用をしようとする者
- (2) 空地に建築物(住宅以外の用途を含む)を建築して利用しようとする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

（情報登録者と利用希望者との交渉等）

第9条 情報登録者と利用希望者との空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等に関する交渉及び契約については指定宅建業者が行うものとし、町は、直接これに関与しないものとする。

2 指定宅建業者は、前項の交渉の結果を空家バンク交渉結果報告書（様式第8号）により町長に報告しなければならない。

（損害賠償）

第10条 町は、前条の規定により行われる交渉・契約によって生ずる利益又は損害について、一切関与しないものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、空家バンクに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。